

令和 2 年（2020 年）1 月吉日

法務大臣 森まさこ殿

日本李登輝友の会会長 渡辺 利夫



台湾出身者の戸籍表記是正を求める要望書

私ども日本李登輝友の会は、文化交流を主とした日本と台湾の新しい関係を構築することを目的として活動している民間団体です。

法務省はこれまで、台湾出身者が日本人と結婚したり帰化した場合、戸籍の国籍や出生地を「中国」や「中国台湾省」と表記してきました。中国とは中華人民共和国のことであり、中国台湾省とは中華人民共和国の行政区を指します。すなわち、台湾出身者を中国人としているのが現在の戸籍制度です。

戸籍において、台湾出身者の国籍を「中国」としたのは、昭和 39 年（1964 年）6 月 19 日付で出した法務省民事局長による「中華民國の国籍の表示を『中国』と記載することについて」という通達でした。このことは政府も、平成 23 年（2011 年）8 月 19 日付で出した菅直人総理の「答弁書」で明確に認めています。

昭和 39 年といえば、いまから 56 年も前、アジア初のオリンピックが東京において開催された年で、日本が中華民國と国交を結んでいた時代のことです。しかしその後、日本は中華民國と断交して中国と国交を結ぶなど、日本と台湾・中国の関係は大きく変わってきています。

日本政府は、平成 17 年（2005 年）9 月に台湾観光客に対するビザ免除を恒久化し、2 年後の平成 19 年（2007 年）9 月には台湾と自動車運転免許証の相互承認を行い、台湾と中国を区別した対応をしています。

また、平成 24 年（2012 年）7 月 9 日には、外登証を廃止し新たな在留カードの交付に際して「国籍・地域」欄を設け、台湾出身者を「中国」から「台湾」に変更して明記するようになりました。同時に実施された外国人住民基本台帳でも「国籍・地域」欄を設け、台湾出身者を「台湾」と表記するようになり、台湾が官民挙げてこの措置を歓迎していることは周知の通りです。

ましてや台湾は、これまで中華人民共和国が統治したことはなく、台湾を自国領と主張するのは中国の政治宣伝以外のなにものでもありません。事実、これまで日本は中国のこの主張を承認したことは一度もありません。これを放置しておくことは、日本は中国が主張する「一つの中国」を承認しているとみなされかねません。

ついては、法務大臣は台湾出身者の人権を守るため、在留カードや外国人住民基本台帳にならい、また入国管理局と民事局の整合性や法務省統計との整合性を図るためにも、早急に民事局長通達を出し直し、台湾出身者を「中国」ではなく「台湾」と表記する措置を講ずるよう要望します。

併せて、ここに私どもの要望に賛同する署名（第 18 期）137 人分を呈します。この賛同署名は、平成 23 年 11 月の第 1 期以来、昨年 12 月の第 18 期まで 3 万 8,026 人分の署名を要望書とともにお届けしていることを申し添えます。